

3章 虐待発見のポイント (チェックリスト)

1 地域の中で

虐待は、家庭といういわば密室の中で起きることが多いことから発見が難しく、「虐待ではないか?」といった視点や問題意識を持って見ないと、見過ごされてしまいがちです。日常生活の場面で次のようなサインを見逃さないことが大切です。

①子どもの様子

- 不自然な傷が多い(顔や腕、足にあざをつくったり、火傷の跡があることが多い)
- 夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊している
- 夜間に何時間も外に出されたり、家に入れてもらえないことがある
- 身体、衣類がいつも不潔である
- 常にお腹を空かせていて、食べ物を与えると隠すようにがつつ食べる
- 表情が乏しい
- 極端にやせていたり、身長が非常に低い
- 親と離れると表情が晴れやかになる
- 家族のことをきくと不自然な答えが多い
- 子どもの泣き声が毎晩のように聞こえる
- 子どもの叩かれる音や子どもの叫び声が聞こえる

②保護者の様子

- 子どもに体罰を加える
- 子どもが怪我をしたり、病気になっても医者にみせようとしない
- 小さい子どもを置いて頻繁に外出する
- 食事をきちんとさせなかったり、身の回りの世話をしない
- 飲酒し暴れることが多い
- 地域のなかで孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい
- 子どもへの態度や言葉が否定的で冷たい
- 自分から子どもをしょっちゅう叩くと言ったり、なつかない、かわいくないと言う
- 育児についての知識が十分でなかったり、偏っており、子どもの扱いが不自然である
- 頻繁に大声で子どもを怒鳴ったり叱ったりする声が聞こえる

2

集団生活の場で

保育所、幼稚園、学校などは、毎日子どもの様子の変化を観察することができることから、最も虐待を発見しやすい場です。しかし、虐待という意識がないと見過ごされてしまいます。

以下のような場合には、虐待を頭において観察してみましょう。

①保育所、幼稚園での子どもの様子

- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 特別な病気もないのに、身長や体重の増加が悪い
- 連絡なく休んだりすることが多い
- 身体、衣類が極端に汚れたままで登園する
- おびえた泣き方をしたり、かんしゃくが激しい
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- 身体的接触を異常に嫌がる(抱こうとすると逃げる、身を固くするなど)
- 予防接種や健診を受けていない
- ささいなことで他の子どもに対して執拗に攻撃したり、小動物をいじめたりする
- 職員を試したり、独占しようとし、まとわりついて離れない
- 親が迎えに来ても帰りがたがらない

②学校での子どもの様子

- 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる
- 身体的発達が著しく遅れている
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない
- 授業に集中できず、ボーッとしている
- 成績が急に悪くなった
- 放課後、帰宅しがたがらない
- 身体、衣類が極端に汚れたままで登校する
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える
- ささいなことでもすぐカーッとしたり、友人への乱暴な言動がある
- 自分より年下の子どもと遊ぶことが多く、時には威圧的である
- 盗みや嘘を繰り返す
- 家出を繰り返す
- 食べ物への執着が強い(給食などをむさぼり食べる)
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる(特に女子の性的逸脱行為)

1章
子ども
虐待とは

2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ

3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)

4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点

5章
関係機関
の役割

6章
ネット
ワークの
必要性

7章
ネット
ワークの
機能と
形態

8章
ネット
ワーク会議
の進め方と
留意点

9章
虐待防止のための
ネットワークを
変える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

③保護者の様子

- 保育士、教師との面談や家庭訪問を拒む
- 無断で欠席させることが多い
- 長期病欠にもかかわらず、医療機関を受診させていない
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい
- 子ども有能力以上のことを無理やり教え込もうとする
- 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
- 被害者意識が強かったり、イライラしている
- 孤立している
- アルコール依存傾向や精神疾患があり、精神的に不安定である

3 医療機関の場で

医学的につじつまが合わないことや不自然と思われることを見逃さないことが大切です。特に「繰り返す事故」「つじつまの合わない事故」「新旧混在する身体的外傷」「説明のつかない低身長や栄養障害」は要注意です。1つの診療科の見立てで虐待の疑いがもたれる時には、他科の意見を聞くことも必要です。

また、待合室での親子の様子や親子が離れている時の様子なども参考にする必要があります。

①子どもの様子

外傷部位はできるだけ写真撮影をしておくことが必要です。同じ部位でも遠近両方の写真を撮ることが大切です。定規など外傷部位の大きさが比較できるような物を近くにおいて撮影することも有効です。

- 全身 低身長、体重増加不良、栄養障害、原因不明の脱水症状、繰り返す事故の既往
- 皮膚 多数の打撲や傷、多数の小さな内出血、不審な傷(ベルトや硬い物で打たれたあと)、不自然な火傷(タバコ、アイロン、熱湯)
- 骨 新旧混在する多発骨折、捻転骨折、幼児の肋骨骨折、長管骨折など
- 頭 頭蓋骨骨折、脳挫傷、頭蓋内出血、(特に硬膜下出血、乳幼児ゆさぶり症候群)
- 眼 眼外傷所見(白内障、出血、網膜剥離など)眼窩内側骨折
- 鼻 鼻骨骨折
- 耳 鼓膜損傷
- 口 歯肉や舌の小さな凝血と口唇小帯の微細な裂傷(泣いている幼児の口に瓶やこぶしを突き当てる)
- 内臓 内臓損傷、内臓破裂など
- 性器 性器や肛門及びその周辺の外傷やただれ、若年の妊娠、中絶、出産については、性的虐待によるものも考えられる

心理的及び全般的な状況 極端なおびえや情緒不安定、円形脱毛、*チック、胃潰瘍などの心身症、自傷、自殺企図、食行動の異常(過食、盗食)、無表情、他者への関心は低いなど

②保護者の様子

- あいまいで矛盾した説明をする
- 発症から受診までの時間経過が長すぎる
- 病気の程度や治療方法、病後の経過に関心を示さない
- 入院が必要でも拒否したり、入院させても面会や付添に消極的である
- 勝手に外来通院を中断したり、転院する
- 挑発的態度、被害的態度、衝動的行動

4 保健機関の場で

乳幼児健康診査や新生児・未熟児訪問などは虐待を発見するのに重要な場です。子どもへの虐待はないか意識して注意深く観察することが大切です。ただし、犯人探しの態度や一方的な聴取や指示は禁物です。

①子どもの様子

- 病気でもないのに体重増加不良、低身長などの発育障害がある
- 脱水症状や原因不明の栄養不良がみられる
- 不自然な傷や火傷の跡がある
- 身体、衣類が非常に不潔である
- 表情が乏しく暗い(笑わない、凍りついた眼、おびえなど)
- ちょっとした指示や注意で異常に固くなる
- 衣類を脱ぐことや診察を非常に怖がる
- 親子関係が確立していない(親に甘えない、おどおどして絶えず親の顔をうかがう)
- 虫歯が多く、また、未処置数が多いなど口腔内の衛生状況が悪い

②保護者の様子

- 子どもの健康に関心がない
(健康診査や予防接種を受けさせない、受診の勧めを拒否する)
- 子どもの状態について不自然な説明をする
- 子どもを抱いたり、あやしたりしない
- 子どもの発達状況を覚えていない
- 事故防止への配慮が足りず、放任している
- 健康診査にオムツや哺乳瓶をもって来ない
- 育児の疲れや生活上のストレスがあり、イライラしている

* 本人の意識に関係なく、まばたきをする、首をかき上げる、肩を上げる、顔をしかめるなどの動作をごく短時間にくり返したり、中には、「あっ」などと声を出すこと。本人の意志で止めることはできない。

1章
子ども虐待とは

2章
虐待の発見・通告
相談、援助の流れ

3章
虐待発見のポイント
(チェックリスト)

4章
発見した場合の
初期対応と留意点

5章
関係機関の役割

6章
ネットワークの
必要性

7章
ネットワークの
機能と形態

8章
ネットワーク会議の
進め方と留意点

9章
虐待防止のための
ネットワークを
変える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧